

令和8年 北秋田市農業委員会 第1回総会

1. 開催日時 令和8年1月15日(木) 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁3階 大会議室

3. 出席委員(34名)

1番 櫻井 豊	2番 佐藤 稔	3番 宮腰 文義
5番 佐藤 邦久	6番 中林 めぐみ	7番 長崎 成人
8番 堀部 聡	9番 多賀谷 テル子	10番 長岐 正
12番 伊藤 鶴一	13番 土田 紀子	14番 藤島 喜美男
15番 成田 博幸	16番 寺田 一徳	17番 武田 響一
18番 武石 修一	19番 佐藤 茂延	20番 金田 悦子
21番 藤岡 智洋	22番 中嶋 力藏	23番 佐藤 利子
24番 松橋 利彦	25番 伊東 誠子	26番 出川 信久
27番 佐藤 政信	28番 小笠原 千春	29番 澤藤 匠
30番 土濃塚 謙一郎	31番 野呂 義久	32番 若松 一幸
33番 佐藤 整	34番 金 俊英	36番 佐藤 篤史
37番 長岐 一志		

4. 欠席委員(2名)

4番 鈴木 豊 11番 松岡 英敏

5. 欠員(1名)

6. 議事日程

第 1	報告第1号	会務報告
第 2	報告第2号	専決処分の報告
第 3	議案第1号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
第 4	議案第2号	農地法第3条の規定による許可の取消について
第 5	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 6	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
第 7	議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
第 8	議案第6号	令和7年分北秋田市農地賃借料情報の提供について

7. 出席した事務局職員

局長 成田幸治 副主幹 簾内拓也 主査 疋田憲匡

8. 議事録署名委員

33番 佐藤 整 34番 金 俊英

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまより令和8年 北秋田市農業委員会 第1回総会を開会いたします。</p> <p>始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>4番 鈴木豊 委員、11番 松岡英敏 委員2名となっております。委員総数36名中、34名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは会長よりごあいさつと総会会議規則第5条の規定により、議長として議事の進行をよろしく願います。</p>
会長	<p>会長あいさつ（省略）</p>
議長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>33番 佐藤整 委員、34番 金俊英 委員に願います。</p> <p>それでは案件に入ります。報告第1号「会務報告」を事務局より願います。</p>
事務局	<p>事務局の成田です。以後着座にてご説明いたします。</p> <p>それでは、議案書の2ページをお開きください。</p> <p>報告第1号 令和7年12月分会務報告です。読み上げてご報告いたします。</p>

12月5日、第12回総会に係る調査を市役所第二庁舎会議室にて実施しました。

9日、札幌市・札幌サンプラザにて開催された北海道・東北ブロック女性農業委員・推進委員研修会に中林委員、多賀谷委員、金田委員の3名が参加しました。

13日、秋田市・ANAクラウンプラザホテル秋田にて開催された秋田県農林水産フォーラムに簾内副主幹が出席しました。

15日、北秋田市交流センター1階講堂にて第12回定例総会を開催しました。

16日、市役所第二庁舎会議室にて開催された北秋田市農業再生協議会第2回幹事会に成田事務局長が出席しました。

25日、市役所本庁舎大会議室にて開催された北秋田市農業再生協議会第1回臨時総会に長岐会長と成田事務局長が出席しました。本臨時総会におきまして当市の26年産米の生産の目安が議決されております。

報告は以上です。

議長

ただいま事務局より報告がなされましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第2号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをお開きください。

報告第2号「令和7年12月分 専決処分の報告」です。

表の12月の列をご覧ください。1番右側となります。

(2)農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が6件、(5)相続等による農地の権利取得の届出の受理が25件、(6)農地所有適格法人の報告書の受理が1件、(8)賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が8件、合計40件の処理を実施しました。4ページからその内訳となります。

はじめに、(2)農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(申請番号1番を朗読)

以下5ページの申請番号6番までの計23筆、49,304㎡について、いずれも適当であるとの意見を回答しております。

次に(5)相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、10ページの申請番号24番まで、合計129筆、面積180,516㎡です。

次にめくって11ページ、(6)農地所有適格法人の報告書の受理につきましては、記載の1法人より受理しております。

次に(8)賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、13ページの申請番号8番まで、合計46筆、面積79,499㎡です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 報告第2号について事務局より説明がなされました。それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、次に進みます。

次に、議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書14ページをお開きください。

議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」

北秋田市農業委員は、法令遵守による公正・公平な職務遂行を徹底するため、別紙申し合わせ決議するものとする。

令和8年1月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
提案理由をご説明いたします。

行政委員会である農業委員会は農業者の公的な代表機関であり、農業委員は農業委員会組織の一員として、農地利用の最適化を実現するため、法令遵守による公正・公平な職務遂行、農地制度の適正執行に努めなければなりません。昨年、県外の農業委員会における農業委員等の不祥事例が相次いで発生したことから、これを受けて改めて農業委員会の社会的役割の重大さを認識し、不祥事の撲滅に取り組んでいくため、農業委員会総会において「農業委員会の法令遵守、綱紀保持の取り組みの徹底」の申し合わせを決議するものでございます。1枚めくって15ページが決議書となっており、具体的には「農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則って適正に農地制度を運用すること」「農業委員としての

高い倫理観の維持、法令遵守徹底のための研修等を実施すること」の2点が柱となっているものでございます。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。それでは本議案に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。議案第1号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

次の議案第2号「農地法第3条の規定による許可の取消について」および議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」は関連がありますので、2件を一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書16ページをお開きください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可の取消について」

下記のとおり農地法第3条の規定による許可の取消願の提出があったので、許可処分の取消について審議を求めます。

令和8年1月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(申請番号1番を朗読)

本農地につきましては、備考欄記載のとおり、令和6年4月15日開催の第4回総会において所有権移転の許可が決定されたものですが、その後譲受人が農地の譲渡を検討していたところ、当該農地の名義変更の登記が行われていなかったことが判明したことから、今般許可の取消の申し出がなされたものでございます。

続いて議案第3号をご説明いたします。1枚めくって17ページをお願いします。

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議

を求める。

令和8年1月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(申請番号1番を朗読)

こちらの案件のなかに、先ほどご説明いたしました議案第2号で許可の取消の申し出があった田の1筆、3,101㎡が含まれているものでございます。以下、申請番号4番までが所有権移転、申請番号5番から10番までの6件が利用権設定、合計48筆、面積90,146㎡です。なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。農地法第3条第2項各号については21ページをご参照ください。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、議案第3号に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号22番 中嶋力蔵 委員、29番 澤藤匠 委員より順番にお願いいたします。

22番

22番の中嶋です。

番号1番から4番の所有権移転について報告させていただきます。

調査日は1月7日、調査員は27番の佐藤委員、28番の小笠原委員、29番の澤藤委員と私、事務局から成田事務局長、疋田主査の計6名で、市役所第二庁舎会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

申請番号1番は資料の25ページから26ページになります。七日市字家後の申請地は、七日市公民館から西側の国道105号線をこえてすぐの整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号2番は資料の27ページから28ページになります。綴子字村下の申請地は、国道7号線と田中の道路の交差点のそばにあるJA配送センターから南に300mほどの場所にある整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号3番は資料の29ページから30ページになります。米内沢字大野岱の申請地は、大野台にあるコンビニエンスストアそばの交差点を桂瀬方向に曲がってすぐの場所にある畑でした。衛星写真と現地の写

真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号4番は資料の31ページから34ページになります。栄字重三郎谷地の申請地のほか、13筆の申請地は、摩当集落の周辺にある整備された農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

以上で1番から4番の報告を終わります。

議長

中嶋 委員、ありがとうございました。

続いて29番 澤藤 委員よりお願いいたします。

29番

29番の澤藤です。

番号5番から10番の利用権設定について報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

申請番号5番から9番は関連がありますのであわせて報告します。資料は35ページから36ページになります。鷹巣字東上綱の申請地のほか、11筆の申請地は北秋田地域振興局から北側に300mほどの場所で、内陸線の線路とJRの線路の間にある一団のほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号10番は資料の37ページから38ページになります。鎌沢字林岱の申請地のほか、19筆の申請地は、鎌沢集落の周辺にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

以上で5番から10番の報告を終わります。

議長

澤藤 委員ありがとうございました。

議案第2号及び議案第3号について、事務局と現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。それでは、議案に対する質疑に入りますが、先に議案第2号及び議案第3号中、申請番号1番から4番と、10番の5件から審議いたします。何かご質問、ご意見等ございませんか。

※以下の【カッコ】書き部分は参考のため記載しているものです。議事録原本では削除します。

5 番

5 番 佐藤邦久です。

議案第 2 号についてですが、以前に所有権が移転になっていない農地を売買したとのことですが、所有権の異動を見込んで処理を進めるものでないでしょうか。また議案第 3 号での譲受人がなぜ元の農業法人【アグリファームなりた】ではなく別の方【山城忠幸】となっているのか経緯を教えてください。

事務局

事務局の疋田です。

議案第 3 号申請番号 1 番の譲受人が農業法人【アグリファームなりた】ではなくて別の方となった経緯ですが、元々譲渡人【布田久】から譲受人【山城忠幸】へ譲りたいという意向があった中で、譲受人【山城忠幸】の親戚である農業法人【アグリファームなりた】の代表者へ一旦迂回するようなかたちで令和 6 年に所有権移転を受けていたということがありました。改めて譲受人【山城忠幸】が取得したいということで調整したところ、本来であれば農業法人【アグリファームなりた】が所有権登記を済ませて全部事項証明書上の名義も当該農業法人【アグリファームなりた】であるべきなのですが、書類を取り寄せて確認したところ許可は受けたもののまだ登記変更が済んでいないことが判明したことから、既に受けた 3 条での許可を取り消さなければ通常の所有権移転は難しいであろうということで今回のような処理となっております。また補足しますと、過去に譲受人【山城忠幸】の父親が農業用の倉庫を建てるときに、譲渡人【布田久】と譲受人【山城忠幸】の父親同士でお金の貸し借りがあったとのことで、農地の所有権移転をして支払が終わったらそれを返すという約束をしたというふうに聞いております。その清算が済んで今回それを元のかたちに戻すための申請であったということでご理解いただければと思います。

議 長

その他質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第 2 号及び議案第 3 号中、申請番号 1 番から 4 番と、10 番の 5 件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
続いて議案第3号中、申請番号5番から9番までの5件について審議いたしますが、この件については、議席番号27番 佐藤政信 委員との関連があるため退席を求めます。
暫時休憩いたします。

(退席：27番 佐藤政信 委員)

議 長 会議を再開いたします。
それでは、議案第3号中、申請番号5番から9番までの5件についての質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第3号中、申請番号5番から9番までの5件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
暫時休憩いたします。

(着席：27番 佐藤政信 委員)

議 長 会議を再開いたします。
次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書39ページをお開きください。
議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和8年1月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(申請番号1番を朗読)

案件は以上の1件です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号27番 佐藤政信委員からお願いいたします。

27番 27番の佐藤です。

申請番号の1番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

申請番号1番は資料の41ページから43ページになります。鷹巣字北中家下の申請地は、北秋田地域振興局と鷹巣体育館の間にある農地で、立会人は申請人でした。衛星写真と事務局で撮影した現地の写真で確認したところ、道路や宅地などの開発によって分断された農地であり、宅地分譲することで周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 佐藤委員、ありがとうございました。

議案第4号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。それでは、本議案に対する質疑に入ります。議案第4号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第4号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 4 4 ページをお開きください。
議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。
令和 8 年 1 月 1 5 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
本案件はいずれも所有権移転案件です。
(申請番号 1 番を朗読)
以下 4 5 ページの、申請番号 3 番まで、合計 14 筆、面積 14, 232 m²です。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長 議案第 5 号について事務局の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

5 番 5 番 佐藤邦久です。
4 4 ページの申請番号 2 番の譲渡人ですが、先ほどの報告第 2 号で報告があった(5)相続等による農地の権利取得の届出の受理の 7 ページの申請番号 1 6 番の権利取得者と同じかと思われませんが、氏名が違うのではないのでしょうか。

事務局 事務局の疋田です。
ご指摘のとおりです。正しくは相続された方の氏名となりますので訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

議 長 その他質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第 5 号について原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第 6 号「令和 7 年分北秋田市農地賃借料情報の提供について」

を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 46 ページをお開きください。

議案第 6 号「令和 7 年分北秋田市農地賃借料情報の提供について」

農地法第 52 条の規定に基づき、令和 7 年分の北秋田市内の農地の賃借料に関する情報を公示する。

令和 8 年 1 月 15 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
提案理由です。

農地法第 52 条で定める情報の提供等の規定により、令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月までに締結（公告）された北秋田市内の農地の賃貸借における 10 アールあたりの賃借料について公示するものです。

次の 47 ページが公示文の（案）となっております。中ほどの表をご覧ください。表のいちばん右側のデータ数が、集計に用いた農地の筆数で、4 地区合計で 1,106 筆となっております。これらの農地の令和 7 年 1 月から 12 月までの 1 年間における 10 アールあたりの賃借料の平均額は、北秋田市全体で 8,900 円、最高額が 16,000 円、最低額が 3,000 円でした。なお、注意書きの*印の 2 番にも記載しておりますが、賃借料を物納支給としている場合は、令和 7 年産米の J A 概算金の単価を参考にコメ 60 kg あたり 30,000 円に換算して算定しております。以上が議案第 6 号についての説明となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 6 号について事務局の説明が終わりました。それでは本議案に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

10 番

10 番 長岐正 です。

今何でも物価高の中で農地の小作料だけが毎年下がっていく、この原因というのは何なんだろうと考えるわけですが。はっきりとした答えは難しいんですけど、皆さんどう考えますか。農家としても削れるところは農地の部分しかないのかなと、地主さんたちがかわいそうだなと思って。最低でも田んぼ一反歩あたり改良区の負担金、固定資産税などがあるわけですから。私たちも本当にこの先を考えたら農地をどうしていくか。簡単に国に返せば一番いいんですけども非常に難しく、返すのにもお金がかかるみたいですので。これから農業委員会もしっかり考えて行かなきゃいけないのかなと思っています。あまりにも大きな問題ですから。

事務局

事務局の疋田です。

農地の賃借料の平均が下がっていることについてですが、鷹巣地区につきましては明確な理由が2点ございます。

ひとつ目は集計方法によるもので、年間で貸し借りされた金額の全体の平均を出してそれを100とした場合、上は170パーセント、下は30パーセントの間のもを再度集計して算出しております。これが資料中段の*印の4番にあります「明らかに特別の事情の下で取引されたものと推測されるデータを除いている」ということなのですが、これは明らかに相場より高い金額で借りているだろうという人を除くための要件となっております。こちらがどのように影響したかと申しますと、お米でもらっている人が一俵3万円というふうに急に値段が上がったことによって集計から除外しなければならなくなったということが要因となっております。本来であればお米の値段が上がって小作料の平均も上がるであろうところですが、集計の対象外となったことによるものです。

ふたつ目は令和7年度だけの特別な事情となりますが、鷹巣地区には令和7年度に基盤整備事業が終わり改めて再契約がなされた地域が堂ヶ岱、高野尻、大沢と三つございます。一反歩あたりの賃借料が、堂ヶ岱が8,000円、高野尻が9,000円から10,000円、大沢が7,000円ということで、いずれも10,000円を下回る金額であり通常の貸し借りの条件と比べますと少し低い金額での利用権設定がなされたということで、平均を押し下げる要因となったものでございます。

参考までに他3地区の平均額を昨年度と比較しますと、合川地区は9,600円で昨年度比500円の増、森吉地区は10,100円で昨年度比1,100円の増、阿仁地区は4,200円で昨年度比2,400円の減となっております。

10番

これからますます農業者数が減って行って、農地の受け皿として法人が受けてくれればいいんですけども、非常に厳しい状況にあると思うので、農地のゆくえと申しますか、これからどうなっていくかということを実際に考えて行かなければならないのでは、と私は思っています。

19番

19番 佐藤茂延 です。

たまたま令和6年、7年の米の値段が高くなって、我々農家としても異常な金額だと感じています。この先も続いてくれればいいと思いますが、

この先どういうふうになっていくのか心配されます。かつて一俵9,000円の時代がありました。あれから十数年間採算が合わない状況が続いてきたことからこのような価格になったのだらうと思います。最近の話を聞くと、沢田とか誰も手をかけないような場所は返したということが多いようで、いいあんばいに相手が決まっていけばいいのですが、このあと誰もやる人がいなければ、10番委員が心配しているような状況になると思います。今日このあと法人や農業者さんが来て意見交換が行われますが、意見交換会の中でこういったことも話題にして議論していけばいいのではないかと思います。それと、この賃借料の平均金額は農家には知らせているものでしょうか。

事務局

事務局の疋田です。

こちらの賃借料情報につきましては事務局窓口にて公告を掲示しているほか、資料を備え付けて来庁された方々に提供しておりますし、あわせて市ホームページでもその内容を公表しております。

議 長

暫時休憩いたします。

議 長

会議を再開いたします。

その他質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第6号について原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和8年第1回定例総会を閉会します。